

4文科初第2811号
令和5年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）
交付要綱の改正について（通知）

標記のことについて、「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）」（以下「交付要綱」という。）を別添のとおり改正しましたので通知します。標記補助金の事務処理等については、交付要綱に定めるとおり、遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては、速やかに域内市町村（政令指定都市を含む）の教育委員会に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人に対して、このことを十分周知願います。

（主な改正点）

交付要綱第2条に記す事業のうち、「医療的ケア看護職員配置事業」について、補助対象学校種を変更するほか、所要の改正を行った。

添付資料1：教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱

添付資料2：教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱（新旧対照表）

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係
TEL:03-5253-4111（内線3192）